

大阪市城東区表彰審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市城東区表彰」「大阪市城東区役所職員表彰」における表彰事由を適正に審査することを目的とする。

(城東区表彰審査委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、大阪市城東区表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

(所管事務)

第3条 審査委員会の所管事項は、「大阪市城東区表彰」「大阪市城東区役所職員表彰」における表彰事由の審査に関することとする。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、区長をもって充てる。

3 副委員長は、副区長をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 委員は、各課長をもって充てる。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に審査委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。